

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
及 び

(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業

準備書意見見解書

令和 8 年 10 月

横 浜 市

はじめに

深谷通信所跡地は、昭和 20 年に米軍により接收され、平成 26 年 6 月に返還された約 77ha の米軍基地の跡地です。本市では「米軍施設返還跡地利用指針」（平成 18 年 6 月）及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年 3 月改訂）を策定しており、深谷通信所跡地は、施設の円形形状や国有地（一部県有地を含む）という条件を生かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指すこととしています。

そして、深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の市民を中心に跡地利用に関しての意見や要望を聞きながら、様々な機能や施設の導入を検討のうえ、「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」（平成 29 年 7 月）を公表し、市民意見募集を行いました。その後、市民意見を取りまとめ、跡地利用の基本方針として「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）を策定しました。

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業」（以下、「公園整備事業」といいます。）は、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備するものです。「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「墓園整備事業」といいます。）は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人が訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園としての芝生型納骨施設や合葬式納骨施設と外周道路を整備するものです。

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「公園及び墓園整備事業」といいます。）は、「横浜市環境影響評価条例」の第 1 分類事業に該当する「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の事業となることから、同条例に基づき環境影響評価準備書を作成し、「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」といいます。）として取りまとめ、準備書は令和 8 年 1 月 15 日から 3 月 2 日までの間、縦覧されました。なお、公園整備事業と墓園整備事業は対象事業実施区域が隣接していること等を踏まえ、「横浜市環境影響評価条例」第 60 条第 1 項に基づき、環境影響評価準備書時点から手続を併合し、合冊しました。

この「準備書意見見解書」（以下、「本書」といいます。）は、準備書の概要について対象地域への説明会を実施し、説明会における質疑応答の内容、及び条例に基づき提出された意見書に対する都市計画決定権者の見解をまとめたものになります。

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（1）

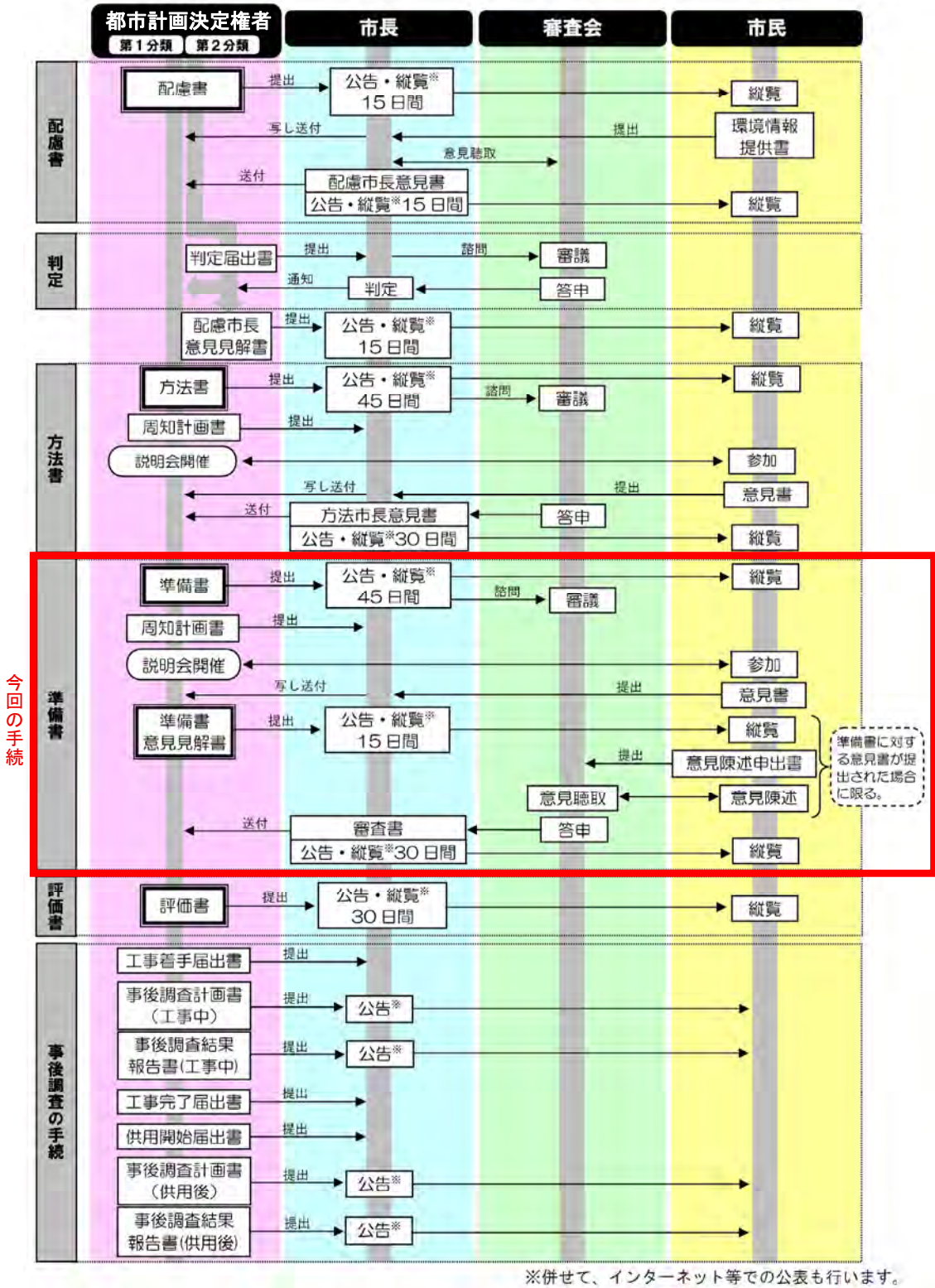
項目		日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	令和2年6月18日	
	計画段階配慮書の公告	令和2年7月3日	
	計画段階配慮書の縦覧	令和2年7月3日～ 令和2年7月17日	縦覧期間：15日間
	環境情報提供書の受付	令和2年7月3日～ 令和2年7月17日	環境情報提供書：公園整備事業2通 墓園整備事業1通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月13日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 なみき14・15 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年8月19日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと6・7 （WEB会議）
	配慮市長意見書の作成	令和2年8月27日	
	配慮市長意見書の公告	令和2年9月15日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和2年9月15日～ 令和2年9月29日	縦覧期間：15日間
環境影響評価方法書手続	環境影響評価方法書提出	令和3年9月3日	
	環境影響評価方法書公告	令和3年9月24日	
	環境影響評価方法書縦覧	令和3年9月24日～ 令和3年11月8日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和3年9月24日～ 令和3年11月8日	意見書：公園整備事業23通 墓園整備事業14通
	説明会の開催（1回目）	令和3年10月8日	会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ
	説明会の開催（2回目）	令和3年10月10日	会場：戸塚区民文化センター さくらプラザ
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年10月11日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと1・2・3 （WEB会議）
	説明会の開催（3回目）	令和3年10月17日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	説明会の開催（4回目）	令和3年10月18日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年11月29日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 なみき18・19 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年12月21日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと4・5 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和4年1月31日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 なみき18・19 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和4年2月28日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと6・7 （WEB会議）
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和4年3月14日	会場：横浜市庁舎18階 共用会議室 みなと6・7 （WEB会議）

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（2）

	項目	日付	備考
環境影響評価方法書手続	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和4年3月29日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 18・19 (WEB会議)
	方法市長意見書の作成	令和4年4月20日	
	方法市長意見書の公告	令和4年5月13日	
	方法市長意見書の縦覧	令和4年5月13日～ 令和4年6月13日	縦覧期間：32日間
環境影響評価準備書手続	環境影響評価準備書提出	令和7年12月19日	
	環境影響評価準備書公告	令和8年1月15日	
	環境影響評価準備書縦覧	令和8年1月15日～ 令和8年3月2日	縦覧期間：47日間
	意見書の受付	令和8年1月15日～ 令和8年3月2日	意見書：17通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和8年1月16日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 みなと 1・2・3
	説明会の開催（1回目）	令和8年2月6日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	説明会の開催（2回目）	令和8年2月7日	会場：泉区民文化センター テアトルフォンテ
	説明会の開催（3回目）	令和8年2月8日	会場：戸塚公会堂
	説明会の開催（4回目）	令和8年2月9日	会場：戸塚公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和8年2月27日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 みなと 6・7
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和8年3月24日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 みなと 6・7
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和8年4月20日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 9・10・11・12
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和8年6月8日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 9・10・11・12
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和8年6月29日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 9・10・11・12
	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和8年7月27日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 9・10・11・12
	横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和8年8月27日	会場：横浜市庁舎 18階 共用会議室 なみき 9・10・11・12
	以降、未定		

※（令和8年8月時点）

横浜市環境影響評価条例の手續の流れと準備書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例における対象事業の手続の流れ」（横浜市ホームページ、令和8年8月調べ）

目 次

第1章 都市計画対象事業の概要	1-1
第2章 準備書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解	2-1
2.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明	2-1
2.1.1 説明会の開催状況	2-1
2.1.2 説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明	2-2
2.2 準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解	2-15

本書で掲載した地図の下図は、国土地理院発行の基盤地図情報を加工して作成したものです。

第 1 章 都市計画対象事業の概要

第1章 都市計画対象事業の概要

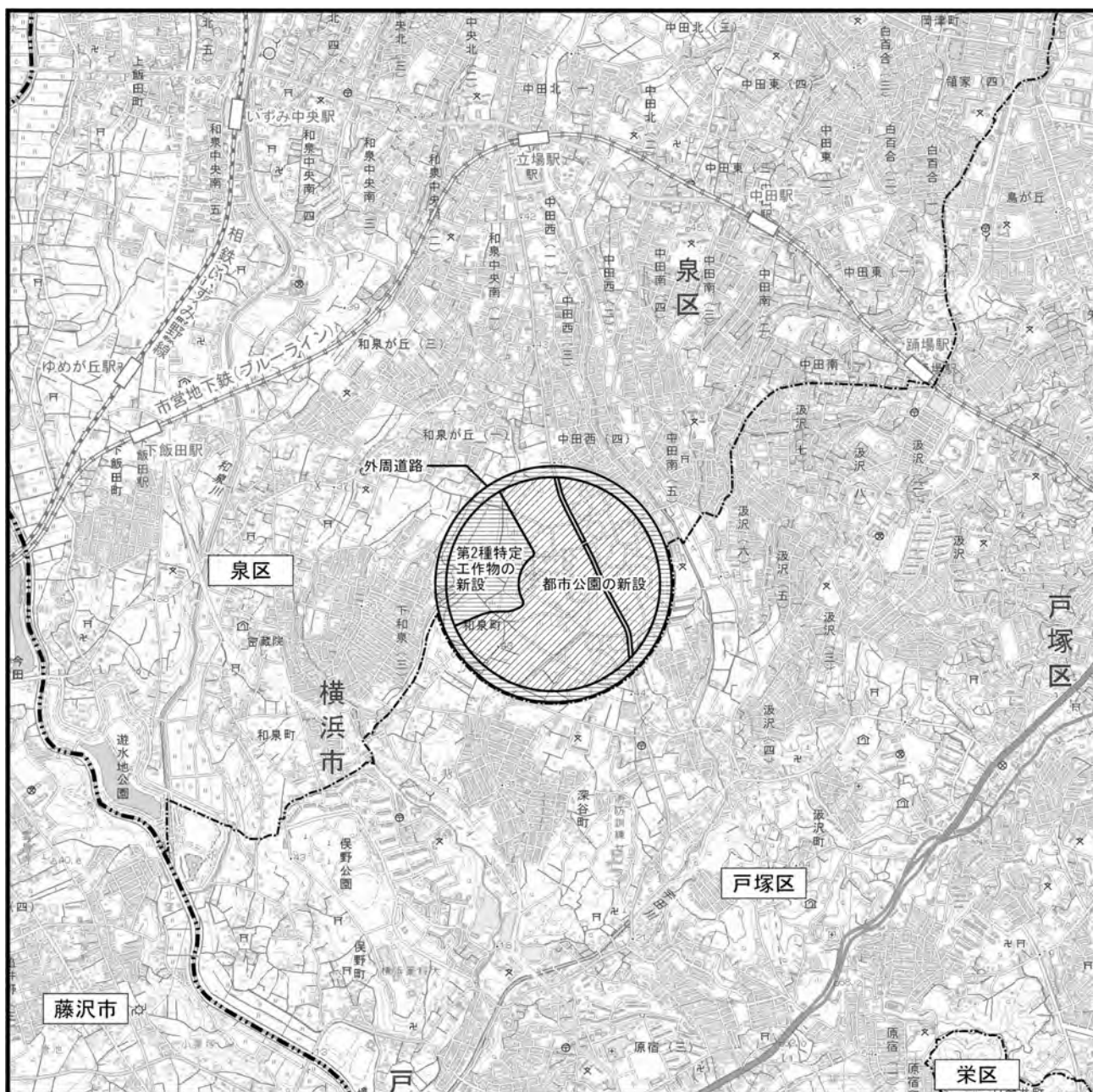
都市計画対象事業の概要は、表 1.1 に示すとおりです。また、対象事業実施区域は、図 1.1 (1) ～ (2) に示すとおりです。

公園及び墓園整備事業は深谷通信所跡地に、都市公園、墓園及び外周道路を新設するもので、自然・スポーツ・文化等の広く利用者を引き付けるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す等を目的として実施するものです。

表 1.1 都市計画対象事業の概要

項目	公園整備事業	墓園整備事業
都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長職務代理人 横浜市副市長 平原 敏英※ 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10	
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業	
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設	運動施設、レクリエーション施設等の建設：第2種特定工作物の新設（墓園）
	(第1分類事業) 敷地面積：約47.7ha 形質変更区域面積：約47.7ha ※公園整備事業全体の面積：約47.7ha	(第1分類事業) 第2種特定工作物の新設に係る 面積：約13.1ha（市街化調整区域） ※墓園整備事業全体の面積：約28.1ha ※外周道路：約15.0ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内	
都市計画対象事業に係る許可等の内容	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項 【墓地等の経営の許可の申請等】 墓地、埋葬等に関する法律第10条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町3丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館	

※（令和8年10月2日提出時点）



凡 例

▨ : 対象事業実施区域 (公園)

▨ : 対象事業実施区域 (墓園)

--- : 市 境

--- : 区 境

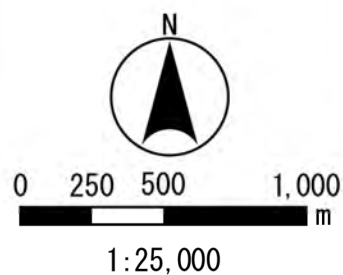
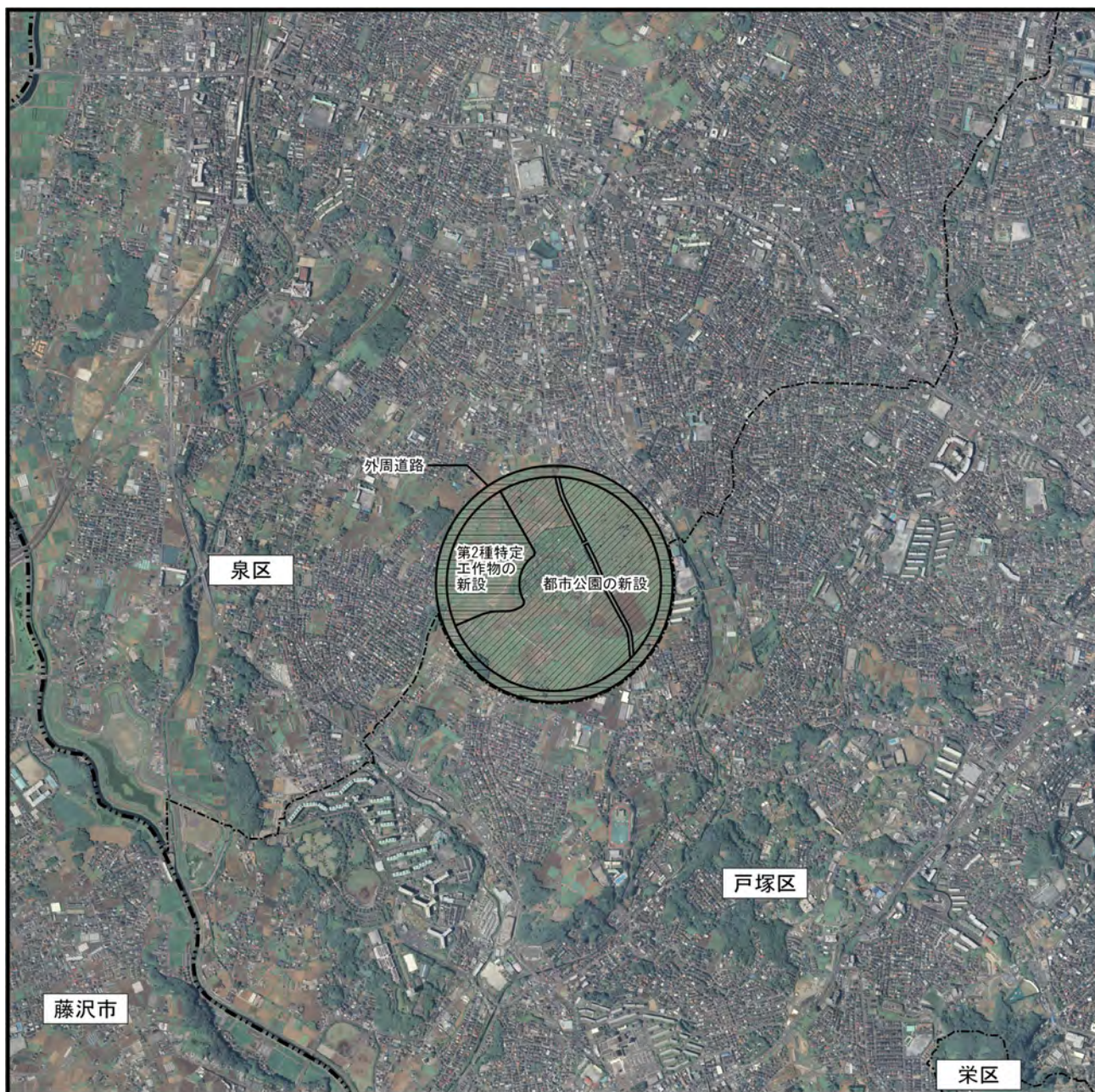


図 1.1 (1) 対象事業実施区域
位置図



凡 例

▨ : 対象事業実施区域 (公園)

▨ : 対象事業実施区域 (墓園)

--- : 市 境

----- : 区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料 : 「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」(横浜市環境創造局、令和 2 年 3 月)
を基に加工して作成

図 1.1 (2) 対象事業実施区域
位置図

第2章 準備書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解

第2章 準備書に対する意見の概要及び都市計画決定権者の見解

2.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

2.1.1 説明会の開催状況

説明会は、表 2.1 に示す日時で計 4 回開催しました。

表 2.1 準備書説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第 1 回	令和 8 年 2 月 6 日（金） 19：00～20：30	泉区民文化センター テアトルフォンテ （泉区和泉中央南 5-4-13）	30 名
第 2 回	令和 8 年 2 月 7 日（土） 10：30～12：00		35 名
第 3 回	令和 8 年 2 月 8 日（日） 10：30～12：00	戸塚公会堂 （戸塚区戸塚町 127）	21 名
第 4 回	令和 8 年 2 月 9 日（月） 19：00～20：30		16 名
合計			102 名

2.1.2 説明会における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

説明会の各開催日における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明は、表 2.2 (1) ～ 表 2.5 (3) に示すとおりです。整理にあたっては、発言順とし、項目欄を設けました。

表 2.2 (1) 準備書説明会（第 1 回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	その他	説明資料では環状 4 号線との連絡道路だけが図面に描いてあり、環状 3 号線に全く触れていませんが、これからどのように考えていくのでしょうか。	今回は、都市計画手続きが進んでいる事業を対象として図示しています。環状 3 号線（側の連絡道路）は、都市計画の手続がこれからになるため、本準備書には反映していません。
B	その他	地下の設備について教えてほしいです。	国の資料や調査により、地下の防空壕跡や通信ケーブルを入れていた管路、通信塔等の基礎が残っていることが確認されています。横浜市でも現地確認に同行する等していますが、それ以外の地下施設は確認されていない状況です。今後、新たに発見された場合は、埋蔵文化財の所管部署等と協議の上、適切に対応していきます。
B	その他	今回の環境アセスメント調査は、地下のことは考慮されていないのでしょうか。戦争中にどんなものがあつたのか確認し、悪影響があるようなものがあれば排出したりする必要があると思います。	土壌汚染等については調査を実施しており、その結果を踏まえて環境影響評価を行っています。未知のところで確認された場合は、その都度、適切な対応を行います。
C	都市計画対象事業の計画内容	来園車両は駐車場の入退場について左折入場、左折退場を想定するとの表記がありますが、どのぐらいの規制を想定されていますか。看板等の周知にとどめるのか、センターラインに構造物を設置して右折入庫・右折出庫を防ぐのか、今の時点でイメージがあればお答えいただけないでしょうか。	駐車場の入口等には看板等を設置します。それでも侵入される場合は状況に応じて、必要であれば物理的な対策をする等、今後運用していく中で適切に対応していきます。 また、工事前の警察等との協議の中で、警察の指導を適切に反映していきます。

表 2.2 (2) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
D	都市計画対象事業の計画内容	「河川」及び「側溝等」は工事で暗渠等にして埋め込むということになりますか。対象区域外の河川はどうなりますか。 対象区域内の P-1※から P-2※の河川になっているところも、塞がず、残すということでしょうか。	大きな三面張りのコンクリートの側溝については、上流部分で下水道管を繋ぎ、対象事業実施区域内の側溝は水が流れないようにします。ただ、もともと地下水が流れていた部分がある場合は、そこには有孔管を設置する等して、下流のほうに流すことを検討します。 なお、対象区域外の河川について改変は行わない考えです。 対象区域内の P-1※から P-2※の河川については無くなります。P-1※の所で下水管に繋ぎ、P-1※から P-2※に流れている水は流れないようにします。
E	都市計画対象事業の計画内容	P-1※から P-2※に水が流れなくなるのでしょうか。	P-1※から P-2※については、柵渠には水が流れなくなります。
D	その他	連絡道路について今回のアセスメントでは除外されていますが、この事業の工事が長期にわたるので、連絡道路が供用された場合は、工事車両等も連絡道路を通行すると考えてよいのでしょうか。それが 0 期～3 期のいつ頃かというのも分かれば教えてほしいです。	今回の予測では連絡道路を通ることは想定していません。また連絡道路の供用時期については都市計画の段階では完成時期が判断できません。
E	都市計画対象事業の計画内容	P-1※から P-2※の水がなくなるというのは具体的にどうなるのでしょうか。また、P-2※から下和泉住宅のほうに抜けている側溝の延長線上のところの水路は今後どうなるのでしょうか。	正式には決まっていますが、P-1※、P-2※に流れている水については、外周道路に下水道管を通して流し、P-2※の辺りでまた川に戻すような形で考えられています。 P-2※から先については、今回の事業では改変を行いません。

※ 説明会スライド p. 83 及び準備書「6.6 水質・底質」の p. 6.6-5（参考資料参照）に示す「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

表 2.2 (3) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
E	都市計画対象事業の計画内容	P-1※辺りに集まった水を、ほかを通してP-2※に集めるということでしたが、P-2※のところはかなり水量が多くなるということが考えられますか。 安全性のこと等が気になるので、今日お聞きしたことについて意見書を提出したいと思います。	P-2※の水量はほかから水を取り入れることはありませんので、特に多くなることはないと思います。
F	施工計画	通信隊の中を通して生活しているので、危ないこと等はないのか気になっています。また、今使っている生活道路はそのまま使えるのか知りたいです。	工事は3期に分けて段階的に実施し、工事エリアを避けた形で仮設道路を付け替えるなど、可能な限り生活に支障がないよう工事を進めたいと考えています。完成後は墓園、公園に通路ができるため、活用いただければと思います。なお、工事中に迂回路等を造った場合には、車の出入、歩行者と工事用車両が交錯するような場所は誘導員を配置し、安全第一で進めていきたいと考えております。
E	都市計画対象事業の計画内容	外周道路の側道が設置されない区間はどうのような計画となりますか。	今後、現地を確認して現状を精査するとともに、周辺にお住いの方々のご意見等も伺いながら、詳細な設計をします。現時点では詳細な計画が確定していない状況です。
D	都市計画対象事業の計画内容	今外周道路に接続している道は、車が通れる道は車道につなげるのか、歩く道は歩道につなげるのか、場所ごとに判断されて、つなげない場合もあるのでしょうか。今ある道はすべて外周道路につながりますか。	外周道路の詳細は、今後具体的な計画を作成して、警察と協議をして決定していきます。

※ 説明会スライド p.83 及び準備書「6.6 水質・底質」の p.6.6-5（参考資料参照）に示す「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

表 2.2 (4) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
B	都市計画対象事業の 計画内容	施設配置計画は、まだ決定ではないのか確認したいです。町内会では、野外音楽堂をつくってほしいという住民の意見があります。	今回の施設配置計画は、基本的にはお示しの形で検討しています。ただし、内部のしつらえについては、これから設計や測量を行い、地域の皆様とご相談しながら、具体的に決めていきたいと考えています。 野外音楽堂については見晴らしの丘付近に設置を検討しています。
G	都市計画対象事業の 計画内容	墓地の公園が近くにできるのが少し気になっています。俣野町にある「メモリアルグリーン」と同じ骨壺に入れるタイプのものができるとあってよいのでしょうか。	墓園については、戸塚区の「メモリアルグリーン」の芝生型納骨施設と同様の形態、緑を配置した公園のような墓園のイメージを考えております。また、芝生型だけではなく、合葬式の納骨施設も「メモリアルグリーン」と同様の形態を想定しているところです。

表 2.3 (1) 準備書説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	都市計画対象事業の計画内容	県道402号を改変するとしています、具体的な内容というのは誰が決めるのでしょうか。県道なので県の意向も関与するのでしょうか。土木事務所の関連も含めて教えてほしいです。また、今後どのようなになるか知りたいです。	深谷通信所区域内の県道402号については、公園区域と重なるため、公園整備の中で、歩道部分のセットバックや自転車道を公園内で利用できるように接続する等を今後検討し、安全に歩行できるような形にしたいと考えています。 具体的な内容は、今後、土木事務所、交通管理者である警察と調整していくことになります。
B	施工計画	東側にある狭い道路のような周辺の細い抜け道を工事車両が入ることはありますか。	工事車両は原則、生活道路といわれている細い道路には入らない形で整備していく予定です。
C	その他	通信隊の中に地下施設があったと聞いていますが、どのくらいの大きさで、危険物があるのか、どのくらいの規模で埋め立てるのか、事業内容が分かるのであれば教えてもらいたいです。また、調査結果はホームページ等で発表があるのでしょうか。	南関東防衛局の調査では、旧日本海軍が建設した防空壕跡、通信ケーブルを入れていた埋設管路等が確認されていますが、それ以外の地下室や地下の構造物等は確認されておりません。今後の調査で新たな施設が見つかった場合には、適切に対応していきたいと考えております。 また、調査結果は、お知らせの必要があるものは発表していく考えです。事業に先立ち埋蔵文化財調査も実施しますので、そのようなものも公開することが考えられます。
D	その他	地下にかなり立派な施設があったと聞いています。この施設をそのまま埋めるのか、全部掘り出すのかを聞きたいです。	市及び国が現地や資料確認を行っていますが、地下へ通じる入口などは発見できていない状況です。今後、工事前の調査等で新たに発見された場合には、発見されたものに応じた対応を、安全を確保しながら工事を実施できるような形で検討します。

表 2.3 (2) 準備書説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
E	都市計画対象事業の計画内容	公園橋の設置や外周道路、駐車場、外周道路との交差点の再整備について、現時点で分かる範囲の計画内容を知りたいです。	公園橋は、かまくらみちの東西を結ぶ歩道橋のようなものを整備する予定です。外周道路と駐車場については、駐車場は外周道路に沿って、1箇所にとまめず広域的に整備する予定です。交差点の再整備について、交差点の形状は、今後、警察や土木事務所と協議しながら詳細に設計していく予定であり、設計ができた段階でお示ししたいと考えています。
F	温室効果ガス	大規模な工事になります。周辺地域の気温に対する影響について検証していますか。工事に伴う気温変化はないと考えているのでしょうか。	気温の分析は直接行っていませんが、温室効果ガス排出量の観点で評価を行っています。事業としては、周辺環境に影響がないよう進めていく方針です。
G	施工計画	通信隊の中を通過して、かまくらみち沿いの3つのバス停を利用していますが、工事中も中を通行できますか。	工事は段階的に実施し、工事エリアに既存の通路が含まれる場合は、迂回路の整備等の対策を工事前の説明会等で周知しながら、安全にバス停を利用できるよう配慮して工事を進めます。
H	施工計画	整備工事の着手時期はいつ頃になりますか。	準備工事（0期）は、現時点では令和9年の早い時期の着手を目標としています。お示ししたスケジュールは現時点で想定したスケジュールのため、詳細なスケジュールについては節目ごとに、皆様にお知らせしたいと考えています。
I	都市計画対象事業の計画内容	外周道路の西側の具体的なイメージはありますか。	西側について、副道はありませんが、東側と同様のイメージとなります。道路設計の際には、沿道の皆様のご意見を取り入れながら配置等を検討していこうと考えています。

表 2.3 (3) 準備書説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
J	その他	今回の計画は市のホームページで見ることができますか。また、今後の工事の進捗状況もホームページ上で確認できますか。	本日お示しした準備書は市の環境アセスメントのホームページに掲載しています。今後についても、計画の内容、工事の内容についても、ホームページ等で情報を公開させていただきます。
I	その他	外周道路の歩道の植栽等について意見がある場合、3月2日までの意見書に書けば対応してもらえるのでしょうか。	意見書にご希望を記載いただいても問題ありませんし、道路局企画課で現在計画を担当しているため、道路局企画課に問い合わせいただいても大丈夫です。また、今後の手続きが進む中で、地域の皆様にご説明する機会もありますので、その際にご意見をあげていただいても構いません。

表 2.4 (1) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	その他	日本海軍の施設跡地ということで、重要な施設は地下にあるのではないかと思います。地下施設は現在どうなっていますか。	現地調査により、防空壕や地下ケーブル、アンテナの基礎等を確認しています。それ以外の地下空間は、資料・現地調査で確認されていない状況です。今確認されている構造物については、文化財としての検討も含めて適切な処置を行っていくと考えています。また、今後新たなものが発見された場合には、その都度適切に対応していきます。
A	その他	もし戦争遺構のようなものがあれば、文化施設として残すことも検討してほしいです。	ご意見として承ります。
A	生物多様性（動物）	準備書の「注目すべき動物種」に記載の鳥類 18 種は、実際に調査した結果ですか。現地ではキジを見かけますが、なぜ含まれていないのですか。	ご質問に該当する表には、現地で調査し確認された注目種を載せています。「注目すべき動物種」は、現地調査結果を基に、環境省や神奈川県等の基準等を踏まえて選定したものです。キジは現地で確認されていますが、選定基準上、今回は対象外としています。ただ、注目すべき種を中心に、それ以外の動植物にも配慮して工事を進めていきます。
B	施工計画	工事用車両の走行ルートについて、赤線の環状4号の方からのルートが大型車両のルートという認識でよいでしょうか。	工事車両ルートは、工事用車両ルートと通勤時のルートに分けています。基本的には赤線が大型車両のルートですが、一部大型車が通勤時のルートを通る場合があります。なお、朝や夕方の混雑時間帯は大型車の進入を避ける計画としています。
B	都市計画対象事業の計画内容	かまくらみち（県道402号）の通信隊前後、北側・南側を拡幅する計画はあるのか教えていただきたいです。	かまくらみちの北側・南側について、今回の事業に合わせた改良は実施しません。

表 2.4 (2) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	生物多様性 (動物)	キジのようにあまり飛ばない鳥は、今後どのような保護をするのか教えてほしいです。	キジについては、生息場所を移せるよう、工区を3段階に分けて実施する等、配慮しながら事業を進めていきます。
C	水質・底質	水質検査は何か所で、どの程度の検査をしたのか、確認したいです。深谷町側に、汚染されているような水が出てくる場所があります。また、井戸では異臭がします。場内の水が汚染されていないか、汚染土壌が区域内にあるということですが、周辺の環境の影響はあるのかどうか確認したいです。	河川の水質については、P-1～P-4 ^{※1} の4地点で水質調査を実施しています。P-3 ^{※1} では、フッ素が基準値を上回った調査回がありましたが、継続的なものではなく、現状の水質調査では問題はないことを把握しています。また、一部、茶色の水が確認された地点があったため、水質を確認しましたが、鉄分による金気水の症状で、一般的な河川においても見られ、水質上の問題はありませんでした。 湧水についてもわきみずの森で調査を実施しています。なお、事業として地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しない計画です。
A	水質・底質	米軍使用後の土地ということで、PFASが土壌や水質から検出されていますか。	<u>飲料水に対する数値基準はありますが、それ以外の基準がなく、今回の環境影響評価では、PFAS^{※2}の調査項目を設定していないため、調査は実施していません。今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。</u> ^{注)}

※1 説明会スライド p. 83 及び準備書「6.6 水質・底質」の p. 6.6-5 (参考資料参照) に示す「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

※2 ここでの PFAS は、PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) 及び PFOA (ペルフルオロオクタン酸) を指します。

注) 説明会での都市計画決定権者の説明に関して、下線で示す説明について、誤った内容があったため、以下のとおり訂正いたします。

PFAS の基準について、公共用水域に対する指針値(暫定)が、令和2年4月に設定されておりますが、今回の環境影響評価で実施した水質・底質の調査項目は、「水質汚濁に係る環境基準」、「最終処分場跡地地形質変更に係る施行ガイドライン」等の各種基準及びガイドラインを基に審査会意見等を踏まえて設定しており、PFAS^{※2}については、環境基準の基準項目や、ガイドライン等における測定項目ではなかったため、調査を実施していません。なお、今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目(準備書 p. 6.6-8～p. 6.6-11、表 6.6.2～表 6.6.5 に示す分析項目)において、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。

表 2.4 (3) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
D	施工計画	事業の着工時期はいつ頃で、完了はいつを目標としていますか。	現在都市計画手続及び環境影響評価を進めており、令和9年頃に手続を完了させようとしています。その後準備工事を4年間で想定し、令和13年頃から着手の目標としています。工事時期がずれる可能性もありますので、事業の節目ごとに皆様にお伝えできればと考えています。
E	都市計画対象事業の計画内容	墓園について将来使いたいと考えているので、計画内容について、どのような状況にあるのか教えてください。	墓園に関して、戸塚区にある「メモリアルグリーン」のような公園型墓園の整備を予定しています。芝生型納骨施設や合葬式の納骨施設として樹木型の納骨施設等、緑も含めた親しみやすい墓園を整備する計画です。区画数は芝生型約1万5千区画、合葬式約3万体を想定しています。詳細については今後検討していきます。なお、募集は供用開始前の年から、10年以上かけて募集する形にします。横浜市の広報等で募集方法等周知します。

表 2.5 (1) 準備書説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
A	地域社会	来園車両ルートが青や黄色で想定されていますが、その根拠は何でしょうか。住民としては、周辺の住宅街の狭い道路を抜け道として使うのではないかと心配があります。来園者が住宅街の狭い道路を抜け道として使わないという保証はありますか。また、公共交通機関の利用を呼びかけるだけで、渋滞は起きないと考えているのでしょうか。	来園車両ルートについては、北側の立場方面、南側の深谷方面とも、現在はいまぐらみちが主要な動線となっているため、予測や道路設計は、来園者が主要な県道や市道、幹線道路を利用する前提で行っています。 供用後に危ない状況が確認される場合は、利用者に対して、ホームページ等による啓発を行うほか、土木事務所や警察と連携して対策を行います。 また、事業に伴い事前に警察と協議を行っており、今後も実施設計の後、工事前に警察と改めて協議を行います。細い道路への流入が懸念される場合には、ホームページでの案内の他、来場者へのチラシ配布や交通安全運動を通じた啓発等により対応していきます。
B	地域社会	説明の中で、現状の交通量や、工事車両がどれだけ増えるのかといった数値が示されていません。お盆や墓参期に、どの程度車が増えるのか、数値的な評価はしないのでしょうか。工事の時にどれだけ増えるのか説明してほしいです。	準備書本体では、現況交通量及び工事中の交通量予測を数値で整理しています。詳細な数値については、準備書の縦覧資料で確認できるほか、数値が複数ありますので、個別説明も可能です。

表 2.5 (2) 準備書説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
C	その他	連絡道路は今回の調査対象外との説明ですが、公園完成までに整備されないと理解してよいのでしょうか。 連絡道路ができる場合、車両台数等の数字が増えると思いますが、追加調査を行うのか見通しについてわかる範囲で教えてください。	環状4号線の連絡道路については、本事業と一緒に都市計画をして進めていく計画ですが、道路延長等から環境影響評価の対象外としています。また、連絡道路は土地の確保ができている公園・墓園事業と比較して、土地の買収、設計と時間がかかる事業となっており、現時点で完成時期はお示しできません。 連絡道路ができれば、かまくらみちに集中している交通が環状4号線に分散されと考えられます。 準備書では連絡道路ができていないという条件で予測を実施しています。 連絡道路ができたときに予測をやり替えるということはいたしません。 準備書の内容は学識経験の先生方に審議いただきます。

表 2.5 (3) 準備書説明会（第 4 回）における質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	都市計画決定権者の説明
C	都市計画対象事業の計画内容	公共交通機関の利用を推奨するとありますが、バスの便が減っている等、公共交通機関の利便性が低い中で、多くの来園者が車で来るとしていますが、駐車場は足りるのでしょうか。駐車場はどのくらいの来場者を想定して用意されているのか聞きたいです。	駐車場については、公園では第 1 期で約 350 台、第 2 期で 150 台、第 3 期で 200 台、合計約 700 台を整備します。墓園では第 1 期で約 750 台を整備完了する計画としています。
B	都市計画対象事業の計画内容	墓園は何区画整備しますか。お盆等に 1 日何人ぐらい来る想定をしていますか。駐車場は足りるのでしょうか。	墓園は芝生型納骨施設を約 1 万 5,000 区画、合葬式納骨施設を約 3 万区分整備する計画です。駐車場台数は、この納骨施設の区画数から条例の基準により算出しています。なお、駐車場台数は戸塚区の「メモリアルグリーン」も参考に検討しています。「メモリアルグリーン」は常設と臨時の駐車場がありますが、墓参期も臨時駐車場を使用するような混雑はほとんどありませんでした。
B	生物多様性（動物）	現在生息しているタヌキやキジ等は、整備後も継続して生きていける環境なののでしょうか。	工事は 3 分割に分けて実施し、公園の広場や草地保護区等を整備しながら、生息場所を移行させる計画です。できる限り影響がない形で事業を進めていきます。

2.2 準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価準備書」に対し、17 通の意見書(延べ意見 31 件)が提出されました。意見項目と意見数は、表 2.7 に、意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 2.8 に示すとおりです。なお、意見書の内容は原則として原文のまま記載していますが、個人情報等
は非公開としています。

また、準備書の縦覧期間、縦覧場所及び閲覧場所は、表 2.6 に示すとおりです。

表 2.6 準備書の縦覧期間、縦覧場所及び閲覧場所

縦覧期間	令和 8 年 1 月 15 日 (木) ～令和 8 年 3 月 2 日 (月)
縦覧場所	みどり環境局環境保全部環境影響評価課 泉区役所 区政推進課 企画調整係 戸塚区役所 区政推進課 企画調整係
閲覧場所	中央図書館 泉図書館 戸塚図書館

表 2.7 意見項目と意見数

意見項目		意見数	
事業計画	施設計画	12 件	12 件
環境影響評価項目	生物多様性	4 件	11 件
	騒音・振動	1 件	
	地域社会	4 件	
	景観	2 件	
その他	事業方針	5 件	8 件
	文化財等	2 件	
	交通安全	1 件	
合計		31 件（意見書 17 通）	

表 2.8 (1) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書①-1	環境影響評価（地域社会） 本準備書において、工事車両走行に伴う騒音・振動等への配慮事項が示されている点については理解します。 一方で、本事業は長期間にわたる段階的整備が予定されており、特定の道路・地点に対して工事影響が継続的かつ累積的に及ぶ構造となっている点について、より踏み込んだ評価および運用管理が必要であると考えます。 特に、かまくらみちは第一期から第三期に至るまで、工事車両の主要な通行路として全工期を通じて使用される計画となっています。その沿道のうち、かまくらみちと隣接地が接する地点において、第一期工事出入口（北側）および第二期・第三期工事出入口（南側）が近接して配置されている2点については、工事車両の通過に加え、発進・減速・右左折・待機等を伴う影響が工期全体を通じて重なる構造となっており、沿道の生活環境に対する影響が最も累積しやすい地点であると考えられます。 第2期および第3期工事においては、工事車両出入口が複数箇所設定されているものの、実際の運用において特定の出入口に利用が集中する可能性も否定できません。これらの累積的影響が特定地点に恒常的に集中することを避けるため、出入口ごとの使用目的、使用時間帯および使用頻度を明確にした運用管理を行い、工期全体を通じた影響の平準化を図るなど、具体的な使い分け方針を講じることを求めます。	工事用車両の出入口ごとの使用時期については、準備書に記載のとおり、第0期から第3期までの各工事期間において、工事の進捗に応じて各出入口を順次使用する計画としています。なお、詳細な使用時期及び使用頻度については、計画の熟度の高まりに応じて、適宜検討を進めるとともに、工事が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めます。 あわせて、周辺道路で路上待機車両が発生しないよう、工事用車両の入退場時間について事前調整を行うとともに、工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設け、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留が生じないよう配慮します。
意見書①-2	環境影響評価（地域社会） また、本事業では「完成した場所から順次部分供用する」との方針が示されていることから、第一期工事期間中においても、第三期工事予定地などの未着工区域については、工事の安全確保に配慮したうえで、周辺住民の日常的な利用（散歩等）を可能な限り継続できるよう、動線の確保や事前の情報提供を行うことが重要であると考えます。 周辺には在宅勤務を行う住民や日中に屋外活動を行う住民も多いことから、これらの生活実態を踏まえ、工期全体を通じた累積的影響の把握と、それに対応した実効性のある運用管理を準備書および今後の事業実施に反映することを求めます。 以上の点について、適切な検討および対応をお願いします。	工事は、第0期の既存構造物の撤去に続き、整備事業は第1期から第3期に分けて段階的に実施し、工事エリアを避け迂回路を整備する等、可能な限り生活に支障が出ないように進めるとともに、工事用車両の出入口等には誘導員を配置する等、周辺住民の皆様が未着工区域も含めた対象事業実施区域の日常的な利用を安全に継続できるように努めてまいります。また、迂回路の整備等の対策については、工事前の説明会等を通じて周知を図る予定です。

表 2.8 (2) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書②-1	事業計画（施設計画） 横浜環境影響評価条例に基づき、公園整備計画に関する意見を提出いたします。 私は計画地周辺に居住する者として、以下の点について配慮および対応を要望します。 本計画地は住宅地に隣接し、子どもや高齢者を含む多様な住民が利用する公共空間となることから、特定の利用者や用途に偏らず、誰もが安全・安心に利用できる公園として整備されることが重要であると考えます。 計画にドッグランの設置が含まれていることは理解しています。一方で、現状の空地ではノーリードで犬を遊ばせる行為を含め、一部の飼い主による占有的な利用が見受けられ、安全面や衛生面で懸念があります。このような状況が公園全体に広がらないよう、ドッグランと一般利用エリアの明確なゾーニング、ドッグラン以外の区域でのリード着用義務や糞尿持ち帰り等のルールを、看板等により明確に示すことを要望します。	現状の暫定利用においてはペットの放し飼いやノーリードでの散歩は禁止としています。また、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、公園での犬の散歩、運動にあたっては、犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させなければなりません。 また、公園内で犬を放すことは、横浜市公園条例で禁止している「危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為」にあたります。従って、ドッグラン等特定の場所を除き、公園内で犬を放すことはできません。ドッグランと一般利用エリアの明確なゾーニングや、注意看板の設置は、詳細な整備計画や管理運営を計画する中で検討していきます。
意見書②-2	事業計画（施設計画） また、芝生エリアについては、人が座る・寝転ぶ・子どもが安心して遊べる空間としての利用価値が高いと考えます。大和市の公園では、芝生を人が安心して利用できる空間とする目的から、芝生エリアへの犬の立入を制限する運用が行われている事例があります。本計画においても、芝生エリアは人の利用を優先する空間として位置づけ、犬の立入を制限し、その旨を明確に表示することを要望します。	本事業では公園内の芝生エリアへの犬等のペットの立入を一律に制限することは予定しておりません。エリアごとの詳細な利用ルールについては、今後、管理運営を計画する中で検討していきます。
意見書②-3	事業計画（施設計画） さらに、本計画地は汲沢中学校の通学圏内に位置しており、登下校時に中学生が通行する重要な動線となっています。公園整備と一体的に、犬の散歩利用等と交錯しない、中学生を含む歩行者が安全に通行できる歩道および動線の確保を強く要望します。 以上の点についてご検討をお願いいたします。	近隣中学校の生徒も含め、公園利用者が安全に通行できるよう歩道や動線の計画を検討します。
意見書③	事業計画（施設計画） バレーコートとバスケットコートを少なくとも1つずつ作って欲しいです。	公園整備事業では公園内のニュースポーツエリアにてバスケットコートの設置を検討しています。バレーコートの設置は予定していません。

表 2.8 (3) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書④ 事業計画 (施設計画)	スポーツ施設として屋外でもいいのでバスケットコートとバレーコート最小 1 つずつは配置して欲しいです。	公園整備事業では公園内のニュースポーツエリアにてバスケットコートの設置を検討しています。バレーコートの設置は予定していません。
意見書⑤-1 その他 (事業方針)	①環状 4 号線との取り付け道路の計画はあるが、環状 3 号線との関係は未計画である。環状 3 号線は国道 1 号との接続部分の汲沢町地区は用地取得も進んでおり一部区画整理も進んでいる。また、泉区中田町区域では令和 8 年から 3 年間で実施される。 両区間を繋ぐ区域について詳細はまだ不明だが、道路計画では宇田川添いを通る予定になっており、開発期間が被ることも考えられ個別に開発すると開発費の無駄が生ずる。特に両工事は挟まれる汲沢中学校が孤立すると通学する子供達に危険が及ぶ可能性が高い。環状 3 号線の開発とリンクした計画を希望する。	環状 3 号線は今回の環境影響評価の対象外ですが、本事業にあわせて対応可能な事項については調整を進めてまいります。
意見書⑤-2 環境影響評価 (生物多様性)	②米軍の居住者であった現在フェンスで囲まれている部分にはキジが住み着いている。近くの境川遊水地や天王森ではキジの目撃例はあるが、キジは東京都(23 区?)で絶滅危惧種に指定されており、保護を放置すると横浜での生息が消滅する恐れがある。 又、野球場等の整備で草地在り刈られヒバリの巣が減っている。 モノアラガイやアサヒナコミズムシの調査のみならず鳥類への生物アセスメントも確実に実施してほしい。 出来れば、開発区域内の樹木の一部を移植しフェンス内をサンクチュアリとすることを希望する。	現地調査では一般種を含む鳥類の生息状況について確認を行っており、敷地中央部のフェンスで囲まれたエリア(以下、「囲障区域」といいます。)におけるキジの生息や、草地環境でのヒバリの生息が確認されています。 キジについては、「6.2.3 生態系」の予測において、草地に生息する種に対して、生息環境への影響や食物連鎖との関連性の面から予測を実施しており、供用時における新たな草地環境の創出、草地保護区の設置等により、影響が低減できるものと考えています。 なお、鳥類については「6.2.1 動物」にて予測を実施しており、ヒバリについては、工事中における段階的な整備や、供用時における新たな草地環境の創出、草地保護区の設置等により、生息環境への影響は最小限に留めることができると考えています。 また、囲障区域を含む中央部は草地広場とする計画です。頂いたご要望も参考に、動植物の生育環境保全に努めながら整備を進めます。

表 2.8 (4) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑤-3 環境影響評価（景観）	③戸塚は富士山から見てほぼ東に位置し、春分の日や秋分の日的前後に富士山の山頂に落日する所謂ダイヤモンド富士が見られる。開発計画図の中高部にみはらしの丘が組み込まれているが高さが不明であり十分な眺望高さを希望する。富士山の左手には箱根の山並みが、右手には丹沢の山並みが広がっている。この景観は大事にしたい。 みはらしの丘をなだらかにして展望塔を設置してはどうだろうか？	準備書 p. 2-22 に記載のとおり、見晴らしの丘は高さ約 4m、幅約 110m で計画しています。また、ご意見いただいたとおり、対象事業実施区域における富士山の眺望は配慮すべき景観として、富士山の景観軸を計画に組み込み魅力的で個性的な景観を目指してまいります。 なお、展望塔の設置については、参考として承ります。
意見書⑥-1 環境影響評価（騒音・振動）	本事業は、準備工事を含めると極めて長期間にわたる段階的整備が予定されており、工事車両の運行管理や周辺環境への配慮についても、短期的な対応にとどまらず、工期全体を通じた継続的かつ実効性のある運用が重要であると考えます。 一般に、長期にわたる事業においては、計画当初に定められた運用ルールや配慮事項が、時間の経過とともに形骸化し、運用管理の実効性が低下することで、結果として周辺環境への影響が拡大するおそれがあります。本事業においても、こうした事態が生じないよう、客観的かつ継続的に運用状況を確認できる仕組みを、あらかじめ整備しておくことが重要であると考えます。 このため、工事車両の走行状況や騒音・振動等について、特定の地点を対象とした定点観測を継続的に実施するとともに、その結果を市民が確認できる形で定期的に公開する仕組みの構築を要望します。これにより、事業者および施工者による適切な運用管理の継続が担保されるとともに、周辺住民の生活環境に対する安心感の確保にも資するものと考えます。	工事期間中の周辺環境への配慮については、準備書に記載している環境の保全のための措置（準備書 p. 6. 8-54、p. 6. 9-49 参照）を、今後の事業実施において遵守してまいります。また、工事にあたっては、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令を遵守するとともに、騒音・振動の低減に努め、周辺環境への影響を最小限に抑えながら工事を進めてまいります。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、事後調査項目として選定しませんが、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、報告することとしています。環境の保全のための措置が形骸化することのないよう努めてまいります。
意見書⑥-2 その他（事業方針）	あわせて、工事期間中に周辺住民から寄せられる苦情や相談に対して、迅速かつ一元的に対応できる窓口を設置し、その連絡先や対応体制について事前に周知することを求めます。寄せられた苦情や指摘については、単なる個別対応にとどめるのではなく、必要に応じて運用改善に反映させる仕組みとすることで、工期全体を通じた影響の抑制が図られるものと考えます。 以上の点について、本準備書および今後の事業実施において十分な検討と対応が行われるよう要望します。	工事に際しては、着工時に工事表示板を現場に設置し、担当者や連絡先を明示するほか、工事のお知らせチラシ等で近隣住民等に工事内容や連絡先等を周知して実施してまいります。 また、寄せられた苦情やご指摘については、頂いたご要望を真摯に受け止め、必要に応じて運用の改善に努めてまいります。

表 2.8 (5) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑦ 環境影響評価 (生物多様性)	幼稚園近くに位置する森については、日常的に園児が自然体験や散策等に利用しており、保育・教育環境の一部として重要な役割を果たしています。 将来にわたり確実に保全され、園児が安全に利用できる環境が継続されるよう、現状の森林環境を可能な限りそのまま維持することを強く要望します。	対象事業実施区域内はすべて改変される計画であり、樹林地を現状のまま維持することはできませんが、供用時には、対象事業実施区域内に新たな植栽を行うことで、時間の経過とともに新たな樹林地等の環境を創出してまいります。
意見書⑧	昨今の本に触れる機会が減っていること又、学力向上等のため、図書館の設置を検討していただきたいです。コンクリートで簡素ではなく、木材で温かみのある場所ですと気軽に触れ、興味を持つことができるのではないかと思います。 運動施設が多くありますので、スポーツや医療関連の本も置くと良いではないでしょうか。 図書館が場所的に難しいようでしたら、図書コーナーだけでも検討していただきたいです。 是非検討よろしくお願い致します。	市民意見募集を基に策定した、「深谷通信所跡地利用基本計画」(平成 30 年 2 月)で「健康・スポーツの拠点」をテーマに計画を進めており、現在の計画では公園内に図書館や図書コーナーの設置は予定していません。
意見書⑨	この土地は親父から貰った大切な土地で、何十年も住んでいる思い出が詰まったものです。 家は私の退職金を全部使って建てたもので、まだ 20 年余りしか経っておらず、壊したくありません。 また、私はもう 80 歳になり、この歳になって家と土地の事でバタバタしたくありません。 道を通すにしても、周辺の畑なども考慮して考え直して頂きたい。	公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域は国有地(一部県有地を含む)であり、民有地の用地取得は行いません。 なお、今回の環境影響評価の対象外事業となりますが、本市では「深谷通信所跡地利用基本計画」(平成 30 年 2 月)に基づき跡地利用に際して深谷和泉線を計画しています。 深谷和泉線の整備には用地取得が必要となりますが、深谷通信所跡地公園及び墓園の交通需要に対応するとともに、広域道路ネットワークと連携するために必要な路線として都市計画手続を進めています。

表 2.8 (6) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書 ⑩	その他（文化財等） 『緑でつながる魅力的な円形空間』をテーマとして、広大な円形の空間を生かして公園、墓園を整備されることは歴史的遺産の保存を図る上からも大変有意義なことと考えられます。 この円形空間は、昭和 16 年に旧日本海軍が通信施設の整備拡充を図る必要から、東京海軍通信隊戸塚分遣隊の用地として買収し、整備した敷地でした。 この円形の敷地内には、戸塚分遣隊が設置した現在一部露出している耐弾地下送信所の遺構等のほか、確認されていない遺構、遺物が存在することが予測されています。これらの遺構、遺物は、地域のみならず、横浜市はもとより日本の歴史、国際史にとっても重要な遺産となるものと思われます。この歴史的遺産を保存し、活用することにより、「過去と未来」をつなぐという本事業のテーマが達成されることになります。 歴史的遺産を保存するため、公園、墓園の施設の設置計画に先立って遺跡調査を実施し、遺構、遺跡の位置、規模等を確認し、事前に確認できた遺構、遺物の存在位置を避けて公園、墓園の施設の設計計画を進めていただければ、効率よく事業も遂行できると思われるので、事前の遺跡調査の実施を強く要請いたします。 戦後 80 年を経過し、戦争の歴史を語り継ぐことは大変困難になってきています。東京海軍通信隊戸塚分遣隊の設置した遺構、遺跡を保存し後世に伝えていくために、遺跡調査を先行して実施していただくよう改めて強く要請いたします。	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、公園及び墓園整備事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。

表 2.8 (7) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑪	その他（文化財等） 『緑でつながる魅力的な円形空間』をテーマとして、広大な円形の空間を生かして公園、墓園を整備されることは歴史的遺産の保存を図る上からも大変有意義なことと考えられます。 昭和 16 年、旧日本海軍が通信施設の充実を図る必要から、東京海軍通信隊戸塚分遣隊の用地として買収し、整備した敷地でした。 この円形の敷地内に、当時設置した耐弾地下送信所の遺構等のほか、いまだ確認されていない遺構や遺物が存在することが予測されます。これらの遺構、遺物を保存するために、公園、墓園の施設の設置計画に先立ち遺跡調査を実施、後世に伝えていくために、遺跡調査をよろしくお願い申し上げます。	対象事業実施区域には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありませんが、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、公園及び墓園整備事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。
意見書⑫	その他（交通安全） 公園整備事業については特に意見はありませんが、問題は公園ができた時の、周辺道路についてです。 特に南側にある「深谷小学校」の前の道路についてです。この道路は環状 4 号線（下泉）方面からかまくらみち（汲沢町）方面に向かう抜け道になっており、朝夕の通勤時間帯に交通量が非常に多く、小学校の手前の方まで渋滞します。中には学校の裏側へ抜ける車両もあります。通勤通学などの歩行者も多く通る道路なのです。事故も発生しており、公園が完成した場合の小学校周辺の交通規制の事は考えているのでしょうか？事故や問題が起きてから検討するのではなく、検討していただきたいのです。	公園及び墓園の供用に向けては、周辺道路における交通安全対策について、警察等の関係機関と引き続き協議しながら、検討を進めてまいります。
意見書⑬	環境影響評価（地域社会） 中田西二丁目に住むものです。整備事業工事に伴う住居前の道路の交通量増加を懸念しています。普段から、鎌倉道の裏道として使用されていて、直線かつ信号がないため、スクールゾーンでありながら速度を上げて走る業者の車やバイクも多く、騒音や振動も多く、家屋の外壁にはひびも多く発生しています。この道を工事用トラックができるだけ使用されないような規制、速度制限対策、振動が低減される道路補修等の検討をお願いしたいと考えます。鎌倉道の立場交差点が非常に混雑するため、他の周辺道路でも同様の事案に悩まされる方々が多いと思います。ご検討をお願いいたします。	工事用車両については、準備書に記載のとおり、県道 402 号（かまくらみち）を走行する計画としています。事業実施段階においては、施工業者に対し、裏道等の走行がないよう、指導を徹底してまいります。

表 2.8 (8) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑭ 1	事業計画（施設計画） 外周道路と民地との間は図 2.3.11 の断面を見る限り隣接しています。これまで、窓の外が整備対象になりますが、隣接する民地住民に対する聞き取り調査を受けていませんので、今回意見を述べることにいたします。 防犯に関して 対象事業区域は返還前に特に南片部は家庭菜園が拡大しました。そのため歩きやすくなったことで、草花や果実のみならず窃盗が発生したことがあります。外周道路と民地側の間に、緑地計画の一環として緩衝地帯を残してもらいたいと思います。宅地ではないところに道路が隣接することで防犯上の不安が募ります。また、この緩衝地帯には、以降に関しても関連します。	外周道路の具体的な配置については今後、関係機関との協議等も踏まえて検討し、地域の皆様にお示ししていきます。
意見書⑭ 2	事業計画（施設計画） 防災に関して 対象事業区域の南片部には雑木林がまばらに存在しています。事業対象区域は円形で、かつてのやつがほぼなくなり、平坦な地形となっています。そのため南北に風が通り抜ける風の道になっています。今ある雑木林は防風林の役目を果たしています。 先述したように家庭菜園が拡大した際には、冬に畑が利用されていない時には、大変な土埃が発生していましたが、防風林である程度被害を避けられていました。 この通り抜ける風は大変強く被害も出ています。2019 年の台風 15、19 号では防風林の脇で、屋根や軒が一部損壊した家屋が 2 軒ありました。 現在ある雑木林には、コナラ、クヌギ、在来の山桜、紅梅などで構成されています。自然資本の一環としてもったいないので残していただきたいと思います。残すだけでコストはかかりません。	公園及び墓園整備事業にあたり、対象事業実施区域内はすべて改変される予定のため、雑木林をそのままの形では残せませんが、新たに樹林地等の緑地空間を整備することで、対象事業実施区域の改変による周辺地域への影響を極力低減してまいります。
意見書⑭ 3	環境影響評価（生物多様性） 生物多様性保全に関して はじめに、表 6.2.1.7 の鳥類のリストから、キツツキ目キツツキ科コゲラが欠落していますのでお知らせします。	準備書の表 6.2.1.7 に記載の「調査区域周辺で確認されている注目すべき種（鳥類）」は神奈川県レッドデータ生物調査報告書等の文献にて、対象事業実施区域及び周辺にて確認されている種となります。 コゲラについては、表 6.2.1.14 に記載のとおり、現地調査時に確認しておりますが、注目すべき種には該当しないため、表 6.2.1.7 には記載していません。

表 2.8 (9) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑭ ―4 環境影響評価 (生物多様性)	現在ある雑木林等の自然環境の多面的機能に注目してもらいたいと思います。今あるヒバリの営巣地やキジの採餌場の広さを見ればわかるように、生物個体群を維持するには、生態系の連続性の維持が必要です。それにはスケールメリットも関連します。 南片部は図 6. 11. 1 よりも広い範囲に産業廃棄物が埋め立てられています、その後に残ったわずかな奴の名残の地形も存在します。そうしたところに点々と存在する雑木群が生き物の生息地としての連続性に貢献していることを評価する必要があると思われます。この連続性を利用して、キジやホンダヌキが活動しています。外周道路の中にも緑地を確保する予定にはなっていますが、少なくとも南片部の場合、外周道路の外側の方が自然の保全という意味では重要と思われます。 生物多様性に資する区域 (OEVM) としての価値を見直すことで、自然資本としての多面的な機能が理解できると思います。 繰り返しになりますが、緑地計画の一環としてこれらの自然を残すことはコストもかからず、横浜市として生物多様性保全に資する政策と言えると思います。	対象事業実施区域及びその周辺には落葉広葉樹林の樹林地が点在して分布しており、動物の生息環境となっています。 このうち対象事業実施区域内における樹林地は公園及び墓園整備事業により改変されますが、対象事業実施区域内では新たな樹林地等の緑地、植栽帯を整備することで、生物の生息環境の創出及び移動経路の確保を図ります。 なお、供用時の事後調査として、動物の状況及び生態系の状況について調査を実施し、調査の結果における動物の出現状況から保全措置の効果を把握してまいります。
意見書⑮ ―1 事業計画 (施設計画)	○公園型墓地の配置および緑地帯の配置について 横浜市マスタープランにおいても「緑豊かな公園や緑地の整備」が謳われ「緑の 10 大拠点」として下和泉地区も入っており、これまで通り地域住民にとって身近に自然と触れ合える貴重な憩いの場と、住環境や日常生活への心理的影響に対する十分な配慮が必要であると考えます。そんな中、住宅地に隣接する下和泉地区側に納骨施設が配置されていますが、下和泉地区の住宅側に緑地を配置することはできないでしょうか。※具体的にはサッカー場の周りの緑地部分と、下和泉地区側の納骨施設の配置を交換する、等。 配置について改めて検討をお願いしたく決定に際しては住民の願いに即した検討と具体的な説明が求められると感じております。	墓園区域内には産業廃棄物最終処分場跡地があり、現在覆土がされていることから、環境への影響に配慮し、覆土をなるべく掘り起こさないように納骨施設は産業廃棄物最終処分場跡地を避けた中央部寄りに配置し、施設管理や利用者の利便性も考慮した計画としています。 住宅地と墓園の間には幅員約 50m の外周道路を計画しています。墓園の緑地は、条例等に基づき「墓地の敷地に接し、その内側」に設置することが定められているため、外周道路側の墓園敷地内には最低でも奥行 20m 程度の緑地を設け、周辺環境と調和を図る計画としています。 墓園区域内の緑地や臨時駐車場の草地広場を開放し、散策や憩いの場として墓参者以外の皆様も訪れる公園型墓園となるように検討しています。今後、納骨施設等の配置計画の検討を進め、地域の皆様に詳細をお示ししていきます。

表 2.8 (10) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑮ 12	事業計画（施設計画） ○道路計画の断面構成について これまで幾度も要望を出しておりますが、道路断面構成について、実態を踏まえた生活道路や安全面を第一にした上で、計画していただきたいです。道路敷地は民地～住宅地・なかよしこども園～との境界線から距離をとり、民地側に原っぱを持って来るなど、住民・子ども達の生活環境や安全が確保できるような構成を要望いたします。 また、道路と民地の境界線での高低差の処理や、水路工事についても、周辺住民への、より具体的で丁寧な説明の機会の確保についてご検討をお願いいたします。 地域住民が安心して生活を続け、憩いの場となる環境の維持そして子どもたちの健やかな育ちのため、本意見について誠実なご検討をお願い申し上げます。	道路と民地との間の高低差の処理や水路工事等の各種工事の具体的な内容については、今後の詳細設計を行う中で、交通管理者である警察との協議・調整や、必要に応じて隣接する土地所有者と協議させていただく等、地域の利用状況も踏まえながら検討し地域の意見と調整しながらお示ししてまいります。
意見書⑯ 1	その他（事業方針） 深谷通信隊跡地に駅を新設してほしい。（戸塚、大船、立場）	公園及び墓園整備事業は市民の皆様から頂いたご意見を基に策定した、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）に基づいて進めており、対象事業実施区域に鉄道等の駅を新設する予定はありません。
意見書⑯ 2	環境影響評価（景観） 富士山に見える風景は残して欲しい。	ご意見いただいたとおり、対象事業実施区域における富士山の眺望は配慮すべき景観として、富士山の景観軸を計画に組み込み魅力的で個性的な景観を目指してまいります。
意見書⑯ 3	その他（事業方針） あえて何もない場所も今の時代、貴重だと思ふ。	公園及び墓園整備事業は市民の皆様から頂いたご意見を基に策定した、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）に基づいて進めており、「緑でつながる魅力的な円形空間」をテーマに健康・スポーツの拠点となる公園及び公園型墓園、外周道路の整備を計画しています。

表 2.8 (11) 準備書に対する意見書の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
意見書⑯-4 事業計画（施設計画）	24 時間駐輪できる場所が欲しい。※バス停まで自転車で行きたい。	公園及び墓園利用者の駐輪場について、外周部等に設置を計画しております。バス利用者向けの駐輪場の設置は予定しておりません。
意見書⑯-5 事業計画（施設計画）	夜の電灯が暗く、防犯的に心配。敷地内、周囲の道の電灯をもっと明るくして欲しい。	対象事業実施区域内の照明については、各指針等に基づき整備してまいります。
意見書⑰ 環境影響評価（地域社会）	地域社会の点について、工事中から供用時において、交通混雑や交通安全に懸念があります。現在でも、時間帯によっては交通渋滞が発生しており、近隣住民として影響を受けています。特に交通安全については、日々危険な思いをしています。 工事車両のルートや供用時のルートとして、かまくらみちや長後街道を想定しているようですが、この道路は渋滞することが多く、たくさんの車が周辺の狭い住宅地の道路を抜け道として使用している現状があります。具体的には、萩丸交差点から中田中学校入口・中田町中下入口の道路についてです。この道はグリーンベルトはあるものの、歩道はありません。しかしながら、多くの車が路側帯内に侵入して走行しており、歩行者が危険です。周辺には幼稚園や障害者施設、お年寄りも多くいます。私もつい先日※グリーンベルトを歩行中に乗用車に当て逃げされました。そこで次のように要望します。 ・萩丸交差点から中田中学校入口・中田町中下入口の道路の歩行者の安全対策（グリーンベルト上にラバーボールの設置をし、車が走行できないようにするなど） ・工事車両の通行ルートの徹底（狭い道を通行させない） ・環状 3 号線をはじめとした、周辺幹線道路の開発	工事車両は、環境影響評価準備書にお示ししているとおり、県道 402 号（かまくらみち）を走行する計画となります。事業実施段階においては、施工業者に対し、裏道等の走行がないように徹底してまいります。 また、施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を案内し、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。 なお、環状 3 号線を始めとした、周辺幹線道路の整備については今回の環境影響評価の対象外ですが、対象事業実施区域周辺では環状 3 号線について、新規事業化を検討しています。

※ 個人情報保護の観点から一部記載を削除しています。

環境影響評価の概要（水質・底質） 予測結果

準備書p.6.6-35、6.6-37

工事中・供用時【建設行為等・施設の存在・土地利用の変化】

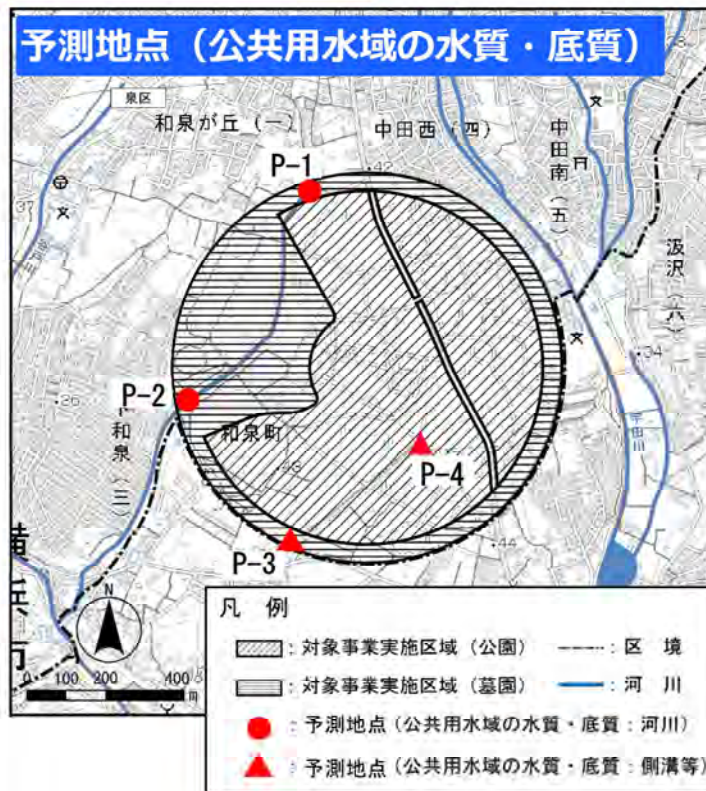


図6.6.1 公共用水域の水質・底質の状況調査
地点位置図（準備書p.6.6-5）

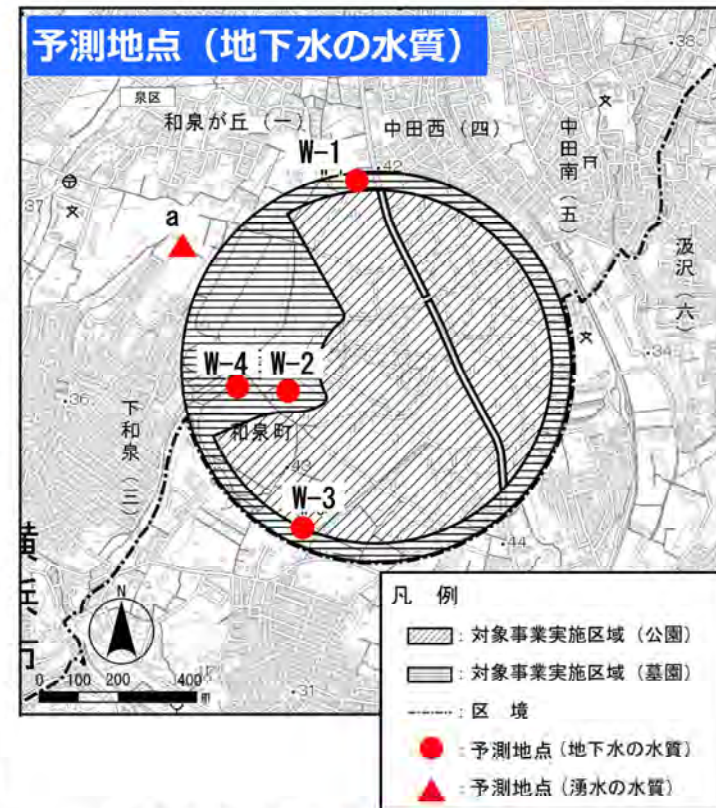


図6.6.2 地下水の水質の状況調査
地点位置図（準備書p.6.6-6）